

令和3年度(2021年度)

古平栽培漁業実習場における生徒心得

1. 礼儀；社会人となる者として礼儀作法を習得する
2. 勤労；職業高校生として額に汗して体を動かす
(自ら考え、自ら動く)
3. 自立；自分のことは自分でする

1. 基本的な生活態度

- ① 古平栽培漁業実習場は臨海の学習の場である。積極的に海や海の生物にふれ、親しみ、栽培漁業の実際を学びとる姿勢が必要である。
- ② 集団生活、共同生活の場である。規律正しい行動と自分の責任に誠実に、そして、互いに協力しあい助け合う気持ちが大切である。
- ③ 礼儀正しく、あいさつを励行してよりよい人間関係を育み、特に時間を厳守し、他人に迷惑をかけないように心がける。
- ④ 教員、職員の指示に従い事故防止につとめる。

2. 禁止事項など

- ① 機械類、スイッチ類の無断操作、漁艇、和船の無断使用及び機械室、ボイラー室への立ち入り。
- ② 飼育生物へのいたずら、採取、添加、及び給気、給水バルブの操作。
- ③ 実習場敷地外への出歩き。
- ④ フード付衣類の着用（危険防止のため）

3. 実習中の心得

- ① 実習中は定められた服装を着用すること。(装飾品等は身につけないこと)
- ② 実習は始めと終わりに整列、あいさつを交わし、点呼を受けるものとし、勝手に持ち場を離れない。
- ③ 集合場所、時間等について事前に指示があるので**5分前**を原則に行動すること。
- ④ 欠席、遅刻、早退の事由が生じたときには速やかに教員に届出た後、指示を受ける。
- ⑤ 実習中、種々の器具、機材を使用するので大切に扱うと同時に破損、紛失をした場合は速やかに届け出て指示をあおぐこと。
- ⑥ 実習の前に体調不良の者および治療中の者は必ず届け出ること。また、実習中に体調に異常が生じた場合、速やかに届け出て教員の指示をあおぐこと。
- ⑦ 実習室への出入りは正面入り口を利用し、来客には礼儀正しく行動する。

4. 生活上の心得

- ① 貴重品（財布・携帯電話）は預け、持ち物は各自で整理整頓し管理すること。
- ② 実習場の電話は事務連絡用のものなので、私用には許可しない。（緊急時を除く。）
- ③ スポーツは定められた場所、用具で行い、大切に扱う。また、後始末は責任をもって行うこと。
- ④ トイレは清潔に使用し、スリッパは出船方向にそろえること。
- ⑤ 実習中は友人の訪問、面会を禁止する。
- ⑥ 磯生物の採食は禁止する。また、実習以外の水泳は禁止する。